

平成30年4月の放課後等デイサービス報酬見直し

社会保障審議会障害者部会

第91回(H30.10.24)

資料4

1. 基本報酬の見直し

- 一律の単価設定となっていた放課後等デイサービスの基本報酬について、障害児の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定(※)する。

(※)新たに設けた指標(新指標)により各児童を判定し、特に支援を必要とする「指標該当児」を全児童の50%以上受け入れている事業所を「区分1」、それ以外の事業所を「区分2」として報酬を区分する。平成30年度中に限り、新指標ではなく「新指標に準ずる方法として市町村が認めた方法」による判定を可とする。

(事務連絡で示している「準ずる方法」の例)

- 行動援護の利用者
- 障害児の通所給付決定時のアセスメント調査(5領域11項目)で一定の状態に該当する児

- また、1日のサービス提供時間が短い事業所について、人件費等のコストを踏まえ、短時間報酬を設定する。

[従前の基本報酬の例]

- (1) 授業の終了後に行う場合
・利用定員が10人以下の場合 473単位 (児童発達支援管理責任者専任加算計上後※678単位)
- (2) 休業日に行う場合
・利用定員が10人以下の場合 611単位 (児童発達支援管理責任者専任加算計上後※816単位)

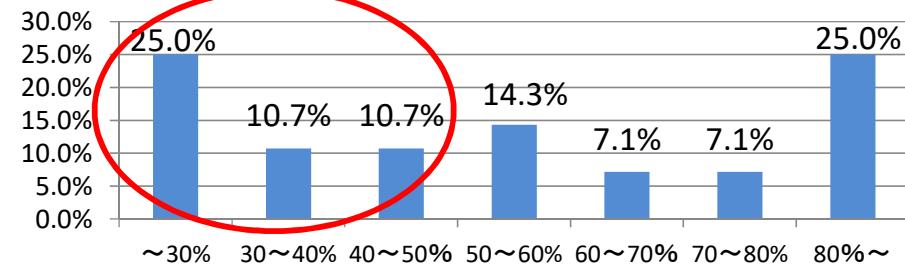


	区分1	区分2
通常時間	656単位	609単位
短時間	645単位	596単位

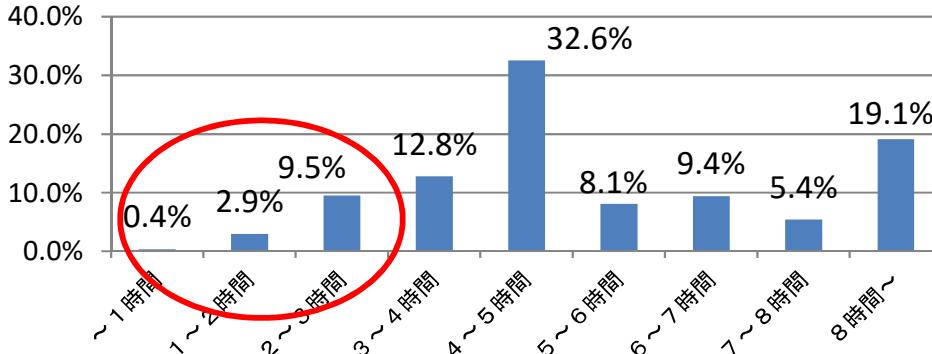
	区分1	区分2
時間区分なし	787単位	726単位

※児童発達支援管理責任者専任加算は報酬改定に伴い改定後の基本報酬に組込み

各事業所で中重度の障害児が利用者に占める割合



各事業所における1日のサービス提供時間(平日)



(平成29年11月障害福祉課調べ)



2. 加算の充実

- 指導員加配加算の拡充：一定の条件を満たす場合、児童指導員等の加配2名分まで報酬上評価。 155単位／日×2名分 等

放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組

1. 新指標に基づく再判定の実施

- 判定結果における自治体間のばらつきを是正するため、以下の児童について新指標に基づく再判定等を実施するよう促す。

(対象となる児童)

- 保護者等からの聴き取りを行うことなく書面のみで判定を行った児童
- 利用している放課後等デイサービス事業者から、合理的な理由に基づく再判定の求めがあった児童 等

- 再判定等の実施に当たり、以下の点に特に留意するものとする。

(適切な判定のために留意すべき事項)

- 保護者に加え、相談支援専門員、放課後等デイサービス事業所等から収集した情報も活用しつつ、障害児の状態の適切な把握に努める。
- 各種手帳の所持状況等の情報も活用して判定を実施する。
- 「障害支援区分の認定調査員マニュアル」（厚生労働省）に示す調査項目の判断基準に準拠する。

2. スケジュール

- 都道府県は、上記の市町村の再判定等の結果を踏まえて各事業所の報酬区分を改めて決定。それを基に、10月のサービス提供分から報酬に反映させることができる追加措置を講ずる。

3. その他

- 次期改定に向け、放課後等デイサービスの評価のあり方について、国において調査研究を実施する。

事務連絡
平成 30 年 7 月 26 日

都道府県
各指定都市 障害児支援担当 御中
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

先般、5月14日付けで実施した「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に係る事業所影響調査（放課後等デイサービス事業）」（以下、「事業所影響調査」という。）の結果は、別添の通りとなっています。

本調査結果等を踏まえ、放課後等デイサービスの運用改善に向けて、下記の通りの取扱いとしますので、御了知の上、貴管内市区町村、関係機関等への周知方、よろしくお取り計らいください。

なお、本取扱いに基づく取組の実施状況等については、今後改めて調査を実施する予定としておりますので、御協力の程お願いいたします。

記

1. 指標該当児の判定について

平成30年4月1日時点での障害児の状況については、厚生労働省告示第269号に定める指標（以下「新指標」という。）及びその他これに準ずるとして市町村が認めた方法により判定を行っていたいているところであるが、事業所影響調査の結果、報酬区分が「区分1」と判定された事業所の割合に自治体ごとのばらつきが見られたことから、以下の取扱いとする。

ア. 再判定の実施

以下に該当する障害児等に対し、市区町村において9月末までに新指標による指標該当の再判定を積極的に実施すること。

- ①保護者等からの聴き取りを行うことなく書面のみで判定を行った児童
- ②利用している放課後等デイサービス事業者から、合理的な理由に基づく再判定の求めがあった児童等

イ. 適切な判定のために留意すべき事項

判定を行うに当たっては、以下の点に特に留意されたい。

- ① 保護者に加え、相談支援専門員、放課後等デイサービス事業所等から収集した情報も活用しつつ、障害児の状態の適切な把握に努める
- ② 判定の結果、非該当となる児童が以下の手帳の所持者又は特別児童扶養手当の受給対象児童である場合は、新指標による各項目が適切に判定されているか、再度確認を行う
 - ・療育手帳（A区分）
 - ・精神障害者保健福祉手帳（1級又は2級）
- ③ 新指標による判定の実施に当たっては、「障害支援区分の認定調査員マニュアル」（厚生労働省）に示す「『できたりできなかったりする場合』は『できない状況』に基づき判断する」等の基本的な考え方を準拠するとともに、各項目の判断基準について、障害支援区分における調査項目の留意点及び判断基準を準用する

2. 延べ利用児童数の算定について

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月30日障発0330第16号）において、報酬区分の導入後3ヶ月経過後は、3ヶ月における障害児の延べ利用人数により算出することとしているが、これに加え、本事務連絡の1に基づく再判定による影響を勘案し、平成30年10月以降のサービス提供分に係る報酬区分については以下の取扱いとする。

ア. 平成30年10月以降のサービス提供分に係る報酬区分については、7月1日から9月末までの3ヶ月間の延べ利用児童数全体に占める指標該当児の割合により決定する。報酬区分の変更が生じた事業所にあっては、10月末までに新たな報酬区分に基づく届出を提出することとし、10月のサービス提供分から新たな報酬区分を適用する。

イ. その際、平成30年7月1日から9月末までに行った判定により、非該当児が指標該当児となった場合には、7月1日から指標該当児であったものみなすこととして差し支えない。

なお、平成31年度の報酬区分を決定するに当たっては、30年10月1日から31年3月末までの6ヶ月の延べ利用児童数の実績に基づいて報酬区分を適用することとし、31年4月末までに届出があった場合には、4月のサービス提供分から新たな報酬区分を適用することを想定しており、その具体的な運用については今後改めて連絡する予定である。

別添：平成 30 年度放課後等ディサービス事業の報酬改定等に係る事業所影響調査
結果の概要

参考：障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル（厚生労働省
ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kubun/index.html

平成 30 年度放課後等デイサービス事業の報酬改定等に係る
事業所影響調査結果の概要

全国の都道府県・指定都市を通じて、平成 30 年 4 月末現在の管内放課後等デイサービス事業者の状況について調査を実施した。(全都道府県から回収済み)

1. 指標該当児の判定方法について

管内に放課後等デイサービス事業所のある 1,333 市区町村のうち、すべての障害児について厚生労働省告示第 269 号に定める指標（以下、「新指標」という。）により判定を行っている市区町村数は 436（32.7%）であった。

新指標以外の方法で判定している市区町村の多くは、既存の 5 領域 11 項目を用いて判定を行っていた。

新指標により判定	新指標に準ずる方法により判定
436 市区町村 (32.7%)	897 市区町村（67.3%） (うち 5 領域 11 項目による判定は 855 市区町村)

2-1. 事業者の報酬区分について

全国の放課後等デイサービス事業所（重心事業所を除く。）11,728 か所のうち、「区分 1」に分類された事業所は 1,775 か所（15.1%）、「区分 2」に分類された事業所は 9,953 か所（84.9%）であった。

事業所数	うち区分 1	うち区分 2
11,728 か所	1,775 か所（15.1%）	9,953 か所（84.9%）

なお、管内事業所数 5 未満の自治体を除外した 433 自治体のうち、管内の全事業所に占める区分 1 事業所の割合が 20% 未満の自治体数は 333（76.9%）、20% 以上 50% 未満の自治体数は 84（19.4%）、50% 以上の自治体数は 16（3.7%）となっている。

2－2. 事業者の報酬区分について（新指標による判定）

新指標により判定を行った市区町村に限定すると、管内の事業所数は 3,497 か所であり、うち「区分 1」に分類された事業所は 514 か所（14.7%）、「区分 2」に分類された事業所は 2,983 か所（85.3%）であった。

事業所数	うち区分 1	うち区分 2
3,497 か所	514 か所（14.7%）	2,983 か所（85.3%）

3. 4月に廃止届・休止届を提出した事業所

4月に廃止届を提出した事業所数は 80 か所であり、主な廃止・休止理由は「人員配置基準を満たせない」「その他（事業所統合等）」であった。また、基本報酬の見直しの影響による廃止・休止は 2 か所であった。

事業所数	児発管等の人員配置基準を満たせない	利用児童が集まらない	基本報酬の見直しの影響	その他（事業所統合等）
80 か所	28 か所	18 か所	2 か所	32 か所